

事業所名

龍ヶ崎市こども発達センターつばみ園

児童発達支援事業 支援プログラム

作成日

2024年

10月

2日

法人（事業所）理念	心身の発達に遅れもしくは偏り、またはその疑いのある児童の福祉の増進を目指します。							
支援方針	<p>【個別療育】お子さまの発達段階に合わせて、運動面、手先や操作、身辺自立、ことば、コミュニケーション、数や文字の学習といったそれぞれの課題に、個別に取り組みます。また、生活の中に療育を取り入れる方法もお伝えします。</p> <p>【集団療育】発達状況に合わせたグループ編成をし、課題活動（運動・音楽リズム・制作・感覚遊び・コミュニケーション等）を行い、成長を支援します。</p>							
営業時間	9時	00分	から	17時	00分	まで	送迎実施の有無	なし
本人支援	健康・生活	<p>【健康状態の把握と対応】 健康な心と体を育て自ら健康で安全な生活を作り出すことを支援する。また、健康状態の常なるチェックと必要な対応を行う。その際、意思表示が困難である子どもの障害の特性及び発達の過程・特性等に配慮し、小さなサインから心身の異変に気づけるよう、きめ細かな観察を行う。</p> <p>【生活習慣や生活リズムの形成】 睡眠、食事、排泄等の基本的な生活のリズムを身に付けられるよう支援する。また、健康な生活の基本となる食を営む力の育成に努めるとともに、楽しく食事ができるよう、口腔内機能・感覚等に配慮しながら、咀嚼・嚥下、姿勢保持、自助具等に関する支援を行う。さらに、病気の予防や安全への配慮を行う。</p> <p>【リハビリテーションの実施】 日常生活や社会生活を営めるよう、それぞれの子どもの持つ機能をさらに発達させながら、子どもに適した身体的、精神的、社会的支援を行う。</p> <p>【基本的な生活スキルの獲得】 身の回りを清潔にし、食事、衣類の着脱、排泄等の生活に必要な基本的技能を獲得できるよう支援する。</p> <p>【生活環境を整える】 生活の中で、さまざまな遊びを通して学習できるよう環境を整える。また、それぞれの子の生活における支障に配慮し、時間や空間を本人に分かりやすく構造化する。</p>						
	運動・感覚	<p>【姿勢と運動・動作の基本的技能の向上】 日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図る。</p> <p>【姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用】 姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、姿勢保持装置など、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるよう支援する。</p> <p>【身体の移動能力の向上】 自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上のための支援を行う。</p> <p>【保有する感覚の活用】 保有する視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分に活用できるよう、遊び等を通して支援する。</p> <p>【感覚の補助及び代行手段の活用】 保有する感覚器官を用いて状況を把握しやすくするよう眼鏡や補聴器等の各種の補助機器を活用できるよう支援する。</p> <p>【感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）への対応】 感覚や認知の特性（感覚の過敏や鈍麻）を踏まえ、感覚の偏りに対する環境調整等の支援を行う。</p>						
	認知・行動	<p>【外部環境の適切な認知と適切な行動の習得】 感覚の活用や認知機能の発達視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分活用して、これらの感覚から情報が適切に取得され、認知機能の発達を促す支援を行う。</p> <p>【知覚から行動への認知過程の発達】 環境から情報を取得し、そこから必要なメッセージを選択し、行動につなげるという一連の認知過程の発達を支援する。</p> <p>【認知や行動の手掛かりとなる概念の形成】 物の機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるよう支援する。</p> <p>【数量、大小、色等の習得】 数量、形の大きさ、重さ、色の違い等の習得のための支援を行う。</p> <p>【認知の偏りへの対応】 認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるよう支援し、認知の偏り等の個々の特性に配慮する。また、こだわりや偏食等に対する支援を行う。</p> <p>【行動障害への予防及び対応】 感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行動障害の予防、及び適切行動への対応の支援を行う。</p>						

	言語 コミュニケーション	<p>【言語の形成と活用】 具体的な事ながら体験と言葉の意味を結びつける等により、体系的な言語の習得、自発的な発声を促す支援を行う。</p> <p>【受容言語と表出言語の支援】 話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を理解したり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出する支援を行う。</p> <p>【他者との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得】 個々に配慮された場面における人との相互作用を通して、共同注意の獲得等を含めたコミュニケーション能力の向上のための支援を行う。</p> <p>【コミュニケーション手段の選択と活用】 応答指差し、身振り、サイン等を用いて、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。</p> <p>【読み書き能力の向上のための支援】 発達に遅れや偏りのある子どもなど、障がいの特性に応じた読み書き能力の向上のための支援を行う。</p> <p>【言葉以外のコミュニケーション手段の活用】 各種の文字・記号、絵カード、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択、活用し、環境の理解と意思の伝達が円滑にできるよう支援する。 手話、点字、音声、文字、触覚、平易な表現等による多様なコミュニケーション手段を活用し、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。</p>	
	人間関係 社会性	<p>【アタッチメント（愛着行動）の形成】 人との関係を意識し、身近な人と親密な関係を築き、その信頼関係を基盤として、周囲の人と安定した関係を形成するための支援を行う。</p> <p>【模倣行動の支援】 遊び等を通じて人の動きを模倣することにより、社会性や対人関係の芽生えを支援する。</p> <p>【感覚運動遊びから象徴遊びへの支援】 感覚機能を使った遊びや運動機能を働かせる遊びから、見立て遊びやつもり遊び、ごっこ遊び等の象徴遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援する。</p> <p>【一人遊びから協同遊びへの支援】 周囲に子どもがいても無関心である一人遊びの状態から並行遊びを行い、大人が介入して行う連合的な遊び、役割分担したりルールを守って遊ぶ協同遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援する。</p> <p>【自己の理解とコントロールのための支援】 大人を介在して自分のできること、できないことなど、自分の行動の特徴を理解するとともに、気持ちや情動の調整ができるように支援する。</p> <p>【集団への参加への支援】 集団に参加するための手順やルールを理解し、遊びや集団活動に参加できるよう支援する。</p>	
	家族支援	<p>保護者、家族が子どもの「育ち」や「暮らし」を心配する気持ちが、私たちの「家族支援」の出発点です。日々子どもを育てている保護者の思いを尊重し、寄り添いながら子どもの発達特性に沿った支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「発達支援ガイド等の提供」子どもの発達に関する情報の提供と支援調整 ・「随時電話及び個別の面談を実施」子育て上の課題の聴きとりと必要な助言 ・「保護者同士の交流機会の提供」子どもを支援する輪を広げるための橋渡し ・「ペアレントトレーニングを実施」発達状況や特性による子育てスキル習得 ・「医療、園・学校、事業所と連携」関係機関との連携による支援体制の構築 ・「家族の負担の軽減」家庭環境を考慮し、物理的及び心理的面で支援 ・「NWシステム構築」HUGシステムにより、発達に関する最新情報の提供 	<p>移行支援</p> <p>地域社会への参加・包容(インクルージョン)の考え方に立ち、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるように「移行支援」を行います。そして、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるように努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保育所等訪問支援」安心して集団生活を送れるように訪問し支援 ・「保育所等巡回相談支援」発達に課題のある子への接し方等を助言 ・「発達等評価結果の提供」移行先へ評価や課題への対応の情報を提供 ・「移行先の環境整備への提言」個々の子に適した合理的配慮を提言 ・「就学相談・教育相談の案内」進学・進級の際の情報提供と助言 ・「移行先との調整」移行先への情報提供と体制づくりへの協力
	地域支援・地域連携	<p>障のがある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、子育て支援機関、保育所・学校等の関係機関との連携を進め、地域の子育て環境や支援体制の構築を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「児童発達支援の中核的機能」地域の障害児通所事業所に対するスーパーバイズ及びコンサルテーション機能 ・「関連機関との調整機能」医療機関、保育所・学校、児童相談所との連携 ・「保育所・学校等訪問支援」・「保育所等巡回相談支援」 ・「各種会議へ参加」自立支援協議会、教育支援委員会、個別ケース検討会議 ・他機関、団体、学校などからの見学及び実習生の率先した受け入れ。 	<p>職員の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「カンファレンスの実施」集団療育の進め方に関して、毎月ケース会議を開催。また、小児科医及び療育専門職を講師として研修会を実施。 ・「スーパーバイズ」発達支援に関する高度な専門性を有するスーパーバイザーによる定期的な実践指導を受ける。 ・「こどもの権利擁護」虐待防止・身体拘束適正化委員会を設置し、定期的な開催と共に研修会を実施。他機関が行う研修会に随時参加 ・「避難訓練の実施」定期的な災害時避難訓練及びBCP訓練を実施。 ・「継続的OJT」療育に同席するOJTやコンサルテーションなど、発達支援に関する知識や技能の習得のために日々努めています。
	主なプログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・「個別指導療育」 心理発達、言語療法、作業療法、理学療法 ・「集団指導療育」 発達状況に合わせたグループ編成をしての療育 音楽リズム運動、創作活動、感覚遊び、SST等 コミュニケーションスキルの習得。 給食による、楽しく食べる中での基本動作の習得 	<p>私たちがお待ちしています</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療育指導員（心理師） 発達状況確認の確認・発達を総合判定し、日常生活への助言を行います。 ・言語聴覚士 ことばやコミュニケーションの状態を把握し、発達を促す支援・助言を行います。 ・作業療法士 感覚や運動面の特徴に合わせた作業を通して、発達を促す支援・助言を行います。 ・理学療法士 運動機能の状況を把握し、その発達を促す支援・助言を行います。 ・保育士・児童指導員 個々の状態に合わせた集団活動の中で、楽しく遊びながら発達を促します ・保健師・精神保健福祉士 ご家族が抱える心配や悩みをうかがい、一緒に考え成長を支援します ・小児科医師（協力医療機関） 定期的な健康診断により、日常の健康管理での助言を行います。